

「令和 2 年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 2 年（2020 年）1 月 29 日

札幌市長 秋元克広

記



1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課  
電話（011）211-2278

2 契約に関する事項

(1) 業務名

令和 2 年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務

(2) 業務内容

女性が働きやすい環境づくりを支援するため、企業における管理職等に対するセミナーを実施するとともに市内経済団体と連携し、女性活躍推進に向けた働き方改革ロールモデルづくりを行い、市内企業へ広く波及させてことで、結婚・出産後も女性が働き続けられる環境づくりを支援する。

詳細は「令和 2 年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務 企画提案仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 書類審査の実施（企画提案書提出者が 6 者以上の場合）

ウ 企画提案書プレゼンテーションの実施

エ 企画競争実施委員会による審査

オ 上記エの審査で評価が最も高い 1 者を契約候補者として選定

カ 上記オの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「令和 2 年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務」提案説明書及び企画提案仕様書による。

3 参加資格

この企画提案に応募する事業者は次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市の平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者（申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること）
- (5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者
- (6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (9) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）に該当しない者
- (10) 宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）に該当しない者
- (11) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (12) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

#### 4 仕様書等の取得方法

札幌市 Web サイトに公開する。